公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３９０号
広島県安芸郡府中町桃山１丁目６番８号
債務者　山木戸　剛
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　寛之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第４８４号
広島県安芸郡海田町新町５番20号
債務者　宮崎英美こと　金　　英美
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　蓮見　和章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０２号
愛媛県松山市土居田町25番地１　ハイム土居田203号
債務者　垣本　孝二
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川路　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成27年９月28日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２０号
愛媛県今治市吉海町八幡111番地　吉海八幡南団地102号、前住所愛媛県越智郡吉海町大字泊1683番地、居所松山市柳原739番地　医療法人清和会和ホスピタル内
債務者　川瀬千代保
法定代理人成年後見人　浦田　明宏
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　菜緒
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月29日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第４８４号
神戸市兵庫区中道通１丁目３番９号　とみやビル403、従前の住所神戸市兵庫区下沢通３丁目１番11号
債務者　佐々木営業部こと　佐々木　修
1　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　和美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３７号
福岡県田川市大字奈良1792番地　後藤寺西団地　７－３－１
債務者　森口まゆみ
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森竹　卓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月19日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第３６９号
大阪府貝塚市麻生中423番地１パレ・プルミエール303号
債務者　特選みやこと　宮副　　剛
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第５０１号
兵庫県姫路市城北新町１丁目13番３－301号　ヒロミネマンション
債務者　榎本　初恵
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒野　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月29日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２１４号
大分市横田１丁目12番２Ａ１－204号
債務者　桐山　明久
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉橋　芳英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年10月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
岐阜県下呂市萩原町羽根2488番地10
債務者　森　　温彦
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　打保　敏典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年11月２日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第１６５号
大阪府岸和田市東ケ丘町808番地の118
債務者　古田　賢二
1　決定年月日時　平成27年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　賢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月２日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
釧路市鳥取北３丁目７番15号
債務者　田中　達也
1　決定年月日時　平成27年７月28日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　那知　　哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１８５号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目20番19号（石橋ビル302号）
債務者　前田　修司
1　決定年月日時　平成27年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年10月７日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１０９号
山形県天童市北久野本２丁目２番46号
債務者　佐藤　　真
1　決定年月日時　平成27年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　粕谷　真生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第５９号
鹿児島県鹿屋市寿５丁目１番10号
債務者　前川三十七
1　決定年月日時　平成27年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱田　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年10月８日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係